



令和8年1月15日
北海道開発局

一級建築士の懲戒処分について

北海道開発局は、一級建築士に対し建築士法第10条の規定により、別紙のとおり戒告処分（令和8年1月13日付け）を行いましたので、公表します。

【問合せ先】

国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

事業振興部 都市住宅課 まちづくり事業推進官 藤村 康宏（内線5866）

事業振興部 都市住宅課 課長補佐 岩崎 弘輝（内線5873）



北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>

別紙

一級建築士の懲戒処分について

1 鈴木 英司（登録番号 第 101540 号）

① 処分をした年月日

令和8年1月13日

② 処分の内容

戒告

③ 処分の原因となった事実

建築士法第22条の2の規定により同条第1号に定める講習（以下「一級建築士定期講習」という。）を受けなければならないにもかかわらず、少なくとも、令和2年4月1日から令和6年10月31日までの間、一級建築士定期講習を受講していないため、令和7年1月7日付で文書注意を受けたにもかかわらず、令和7年9月30日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、なお特段の理由もなく一級建築士定期講習を受講しなかった。

2 児玉 仁（登録番号 第 221140 号）

① 処分をした年月日

令和8年1月13日

② 処分の内容

戒告

③ 処分の原因となった事実

建築士法第22条の2の規定により同条第1号に定める講習（以下「一級建築士定期講習」という。）を受けなければならないにもかかわらず、少なくとも、令和2年4月1日から令和6年10月31日までの間、一級建築士定期講習を受講していないため、令和7年1月7日付で文書注意を受けたにもかかわらず、令和7年9月30日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、なお特段の理由もなく一級建築士定期講習を受講しなかった。